

総務省(報道資料)

報道資料



英はここにも
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成17年10月20日

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」の公表

総務省では、平成17年5月から、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」（座長：堀部政男 中央大学大学院法務研究科教授）を開催し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度及び住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等について検討を行ってきました。
このたび、本検討会において、別添のとおり「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書（以下「報告書」といいます。）」を取りまとめましたので、公表します。
なお、本報告書の取りまとめに当たり、国民の皆様から広くご意見を募集したところであり、その際に寄せられたご意見の概要についても併せて公表します。

1 経緯等

住民基本台帳は、昭和42年の住民基本台帳法制定時から、住所を公証する唯一の公簿として、原則公開とされ、閲覧制度が設けられてきました。その後、個人情報保護の観点から、昭和60年及び平成11年の改正により、閲覧の対象を氏名、住所、性別及び生年月日からなる台帳の一部の写しに限定するとともに、不当な目的によることが明らかなき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合等には閲覧の請求を拒否できるとする制度的整備が行われました。
閲覧制度は、現在、行政機関等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されているところですが、一方で、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の高まりなどから、その見直しを求める意見が寄せられているところですが、
本検討会では、これらを踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度及び住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等について、本年5月から9回にわたり検討を行ってきました。
この間、9月22日（木）から10月6日（木）まで、報告書（素案）に対するご意見を広く国民の皆様から募集し、合計73件のご意見をいただきました。第8回検討会（10月7日（金））では、寄せられたご意見も踏まえて議論を行い、第9回検討会（10月20日（木））において最終報告書を取りまとめたものです。

2 報告書等

報告書は別添1(PDF)のとおり、また、報告書（素案）に対して寄せられたご意見の概要は別添2(PDF)のとおりです。
なお、上記資料及び報告書の参考資料については、準備が整い次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

【連絡先】

住民基本台帳の閲覧制度について	選挙人名簿の抄本の閲覧制度について
自治行政局市町村課	自治行政局選挙部選挙課
担当 : 阿部理事官、西野主査	担当 : 笠置課長補佐、小林係長
電話 : (代表) 03-5253-5111 (内線: 5516) (直通) 03-5253-5516	電話 : (代表) 03-5253-5111 (内線: 5568) (直通) 03-5253-5568
FAX : 03-5253-5520	FAX : 03-5253-5569

参考資料

参考資料(PDF)

資料1 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会開催要領

総務省(報道資料)

資料2 検討会の審議経過

資料3 報告書の概要

(住民基本台帳の閲覧制度関係)

資料4 住民基本台帳制度について

資料5 参照条文(住民基本台帳関係)

資料6 住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯

資料7 住民基本台帳法の目的とその改正経緯

資料8 住民基本台帳法に基づき閲覧の請求を拒否できる場合

資料9 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果(概要)

資料10 個人情報保護に関する世論調査(内閣府 抜粋)

資料11 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と住民基本台帳法との比較(未定稿)

資料12 ヒアリング結果概要(住民基本台帳関係)

資料13 諸外国における住民登録制度について

資料14 公益性が高いと考えられる事例

(選挙人名簿の抄本の閲覧制度関係)

資料15 選挙人名簿制度について

資料16 選挙人名簿抄本の閲覧の申立てを拒否できる場合

資料17 参照条文(選挙人名簿関係)

資料18 選挙人名簿の縦覧及び閲覧制度の変遷について

資料19 選挙人名簿抄本の閲覧制度に関する調査結果(概要)

資料20 ヒアリング結果概要(選挙人名簿関係)

資料21 諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について

住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯

1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）

- 何人でも、住民票の閲覧を請求できるとされていた。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十条 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2 （略）

2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（1）法制定時

- 基本的に何人でも市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求できるとされていた。

（住民基本台帳の閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

（2）昭和60年法律第76号による改正

- 請求者に、閲覧を請求する理由を具体的に明らかにすることとされた。
- 請求が不当な目的によることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができるとされた。
- 閲覧の対象を、住民基本台帳の写し又は住民票の記載事項のうち一部のみを記載した住民基本台帳の一部の写し（注）に代えることができるとされた。

（注）住民基本台帳の一部の写しの記載事項は、政令で、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項とされた。

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）を閲覧に供することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(3) 平成11年法律第133号による改正

○閲覧の対象を、住民基本台帳の一部の写し（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項）に限ることとされた。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

住民基本台帳法の目的

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

○住民の居住関係の公証

住民の住所、世帯等の居住関係が法律上あるいは各種の行政事務処理上重要な意義を有することが少なくなく、住民がこれらの証明を必要とすることから、これに応えるため、住民の住所、住所の異動その他住所に関する事項、世帯等住所に関係ある生活関係のほか、住民個人の同一性を明らかにする氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、戸籍の表示等住民の居住関係を公に証明することをいう。

○住民の利便の増進

住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とする。取引の相手方の確認、同居の家族の確認、世論調査等に役立つ。

○国及び地方公共団体の行政の合理化

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条 （略）

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

住民基本台帳法の目的規定（第1条）の改正経緯

住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）においてその住民を登録することによつて、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（昭和60年法律第七十六号による改正前）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

↓

（昭和60年法律第七十六号による改正後）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

1 住民登録法の目的

(「改訂 住民登録法詳解」(平賀健太・阿川清道共著) から抜粋)

住民登録制度の内容をなすものは、市町村の住民を公簿に登録し、これを住民の居住関係を公に証明する資料たらしめることである。・・・住民の居住関係を公証することによつて、一方においては住民の日常生活の利益を図るとともに、他方においては各種行政事務、ことに市町村の行政事務の適正簡易化を図るとというのが住民登録制度の目的である。・・・

本条は、単なる抽象的な法律の目的の宣言規定ではなく、各種行政機関は人の住所その他居住関係については本制度による登録の結果を事実認定の資料として使用することができる旨を明らかにするとともに、行政事務の適正簡易な実施ということが行政運営上もつとも重要なことがらである以上、各種行政機関に対して、この制度を尊重し、つとめてこの制度を行政事務の実施にあたって利用すべき義務を課した実質的に意味のある規定といわなくてはならない。・・・

本条に「住民」というのは、地方自治法第一〇条に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」という住民と同一のものであり、「市町村の区域内に住所を有する者」をさしている。そして右にいう「住所」は、後にのべるように民法第二条に規定される「各人の生活の本拠」に外ならない。
・・・

住民登録制度は市町村の住民を住民票に登録することによつて、住民の居住関係を公証することを直接の任務としている。ここに居住関係というのは、住民個人の現在の住所の所在だけでなく、住所の異動、住所の期間など直接住所に関連する事項はもとより、同一の住所において共同に生活を営む者の範囲、すなわち世帯の構成など住所と関係のある生活関係をふくみ、さらにこれらの生活関係の主体である住民個人の同一性を明らかにする氏名、出生の年月日、男女別、その属する戸籍の表示なども含まれる(法四条参照)。これらの居住関係は届出または市町村の職権によつて住民票に記載されるのであるが(法五条)、住民票の記載は戸籍と関連をもち(法九条・十六条)、さらに市町村の当該吏員は住民票の記載事項となつている事項については事実の調査権を有するのであるから(法三一条)、住民票の記載は事実と合致するものとしての強い推定を受ける。しかして住民票は市町村が法律によつて与えられた権限にもとづき地方公共団体としての資格において作製するものであるから、それは市町村の住民の居住関係を公に証明する公正証書といわなければならない。・・・

住民票が市町村によつて公に作製される公正証書であり、その記載が事実と合致するとの強い推定を受ける以上、各種行政機関はその行政事務の処理上住民票の記載事項となつている事実については、住民票の記載だけによつてこれを認定することができるのはもとより、裁判所もこれを事実認定のための証拠として採用してさしつかえないわけである。のみならず、さきにのべたとおり第一条は住民登録制度の目的が各種行政事務の適正簡易化にあることを明言しているのであるから、法律は行政機関に対しては住民票の記載を行政事務の適正簡易な処理のための事実認定の資料として尊重し、利用すべきことを命じていると解すべきである。・・・

住民票には、住民の氏名、出生の年月日、性別、本籍などが記載される(四条)。これらの事項はいずれも個人を特定するための最小限の事実であるが、各人の日常生活の

面においてはこれらの事項を証明する必要に迫られることがすくなくない。従来においてはこのような場合には戸籍謄本又は抄本を用いたのであるが、住民票の記載は戸籍と対照されることとなつていたので（一六条）、上記の諸事項に関しては住民票は戸籍の代用としての効用をもっている。・・・

住民登録の本来の効用は戸籍その他の諸公簿をもつては証明のできない住民各人の住所の所在、その期間、住民たる資格、世帯の構成など現実の居住関係にもとづく諸事実を住民票によつて簡易に証明することができるという点である。地方自治法その他の法令は、地方公共団体の住民たる資格にもとづいて生ずる各種の権利義務を規定している。また住所や世帯の構成（たとえば同居者かどうかの別）も、一般に公法上及び私法上種々の面において各人の法律上の地位に重大な意義をもっている。しかるにこれらの住民資格、住所、世帯の構成などの証明は、もしこれらを登録公証する制度が法制上確立されていなくとするならば、事実上はなほだしく困難となり、簡易迅速にその目的を達することができない。住民登録はこのような居住関係事項の簡易な証明資料となるのであつて、このことがとりもなおさず住民各人にとつての大きな利便となるのである。・・・

住民登録法にもとづく住民票は、単に行政事務処理の便宜上各人の所在を明らかにするために作製される市町村内部の書類というだけにとどまるのではなく、これは一般に公開せられ、・・・これに登録されたものはこれによつて市町村の住民であること、住所の所在その他の居住関係が公に証明され、その居住関係にもとづいて各種の選挙権、住民税の納税義務その他各種の権利義務が生ずる。したがつてこの点において住民票は権利義務に関する公正証書といふことができるばかりでなく、さらに住民票に記載される各人の氏名、出生の年月日、本籍などは戸籍の記載事項と対照され、これと一致すべきものであるから（法一六条参照）、これらの事項に関するかぎりにおいては住民票の記載は戸籍の記載と同等の証明力を有するといわなければならない。しかも住民票の記載が基礎となつて各種行政事務の処理、たとえば選挙人名簿の調製などがなされることを考えれば、住民票の記載の公正を担保する必要は決して戸籍に劣るものではない。したがつて虚偽の届出にもとづく住民票の記載に対して刑法第一五七条の適用があると解すべきである。

2 住民登録法から住民基本台帳法への改正理由

（住民台帳制度の合理化に関する答申（昭和41年3月18日）（抄））

現行法令のもとにおいては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給、選挙、住民税等各種の行政ごとに別々に住民に対して届出義務を課し、あるいは市町村において住民の状態を調査し、これらに基づき各行政ごとに台帳を作成することとされているため、次のような種々の問題が指摘されている。

第一に、住民の市町村に対する届出に関する制度が重複し、かつ、不統一である。・・・

第二に、住民の台帳に関する制度について、次のような問題がある。

市町村においては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給等個々の行政ごとに、届出または調査の結果に基づいて多数の台帳を調整することとされているが、この

ことは、市町村における事務処理を複雑にしているのみならず、一元的な住民の実態把握を妨げている。すなわち、前述のような住民の側の届出の不正確さが、各種の台帳間にそごを生ずる原因となつていることはもとよりであるが、市町村の側における台帳整理の面においても、各種の台帳間の統一を確保するためのしくみが効果的に行われていない。現行の住民登録は、他の行政において十分に利用されておらず、各行政ごとにばらばらに住民の実態について調査が行われていることが多く、一の調査において住民の実態を把握した場合においても、それが他の台帳において利用されることは少ない。

・

このような考え方にに基づき、次のような基本方針のもとに、住民台帳制度の合理化を図ることを適当と考える。

- 一 各種の台帳を統合し、あらたに住民基本台帳を設け、これを各種行政の基本とすること。・・・
- 二 各種の届出を極力統合すること。・・・
- 三 住民基本台帳を各種行政の基本とするため、常時誤りを発見して、訂正するための措置を講ずるとともに、毎年定期的に住民の実態の調査を実施すること。・・・
- 四 住民台帳に関する基本法を制定すること。

3 昭和60年法律第76号による改正において、法の目的規定に「住民に関する記録の適正な管理」という文言を加えた理由

(「61年・改正住民基本台帳法の要点」(自治省行政局振興課編著)から抜粋)

住民基本台帳制度は、住民に関する記録を正確かつ統一的行う制度であるが、あわせて住民記録の保護等その適正な管理に努めることが必要であり、一定の措置が講じられてきたところである。しかしながら近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳の公開の制限等、より一層の適正な管理を望む声が強まってきていたところであった。

そこで、法の目的規定中に住民に関する記録の管理を適正に行う旨の文言を加えることにより、住民記録の適正な管理を図ることも、住民基本台帳制度の目的のひとつであることを明確にしたものである。

「住民に関する記録の適正な管理」とは、市町村において、当該市町村の住民に関する記録が適正に保護、管理されることをいうものであるが、具体的には、住民基本台帳の作成・管理、住民記録の正確性の確保、各種届出の義務化等、従前から法に定められている適正な管理のための所要の措置とともに、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付等に係る合理的な制限、住民基本台帳の閲覧等の制度を利用する者の責務、市町村選挙管理委員会等における住民記録の適正な取扱いの責務等の今回の改正により新たに付け加えられた事項を指すものである。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に
関する調査結果（概要）

1 対象団体 全国2,400市区町村（平成17年5月1日現在）

2 閲覧請求に対する審査の取扱い

- (1) 審査等の取扱いについて条例を定めている団体が2.3%（55団体）、規則を定めている団体が1.7%（40団体）、要綱又は要領を定めている団体が31.6%（758団体）
- (2) 閲覧日より前に請求内容の審査を行っている団体が58.6%、事前に予約を行わせている団体が33.8%。
- (3) 請求者に身分証明書等の提示を求めている団体が81.3%、事業者の場合に法人登記等の提示等を求めている団体が39.4%。
- (4) 目的外利用を行わないこと等の誓約書の提出を求めている団体が93.3%。調査等の内容のわかる資料の提示等を求めている団体が64.4%。調査等の成果物の提出を求めている団体が27.0%。プライバシーポリシー等の提示等を求めている団体が33.0%。
- (5) 閲覧により請求者が取得した個人情報について、コピーなどの控えを取って確認を行っている団体が78.3%。目視により確認を行っている団体が13.4%。

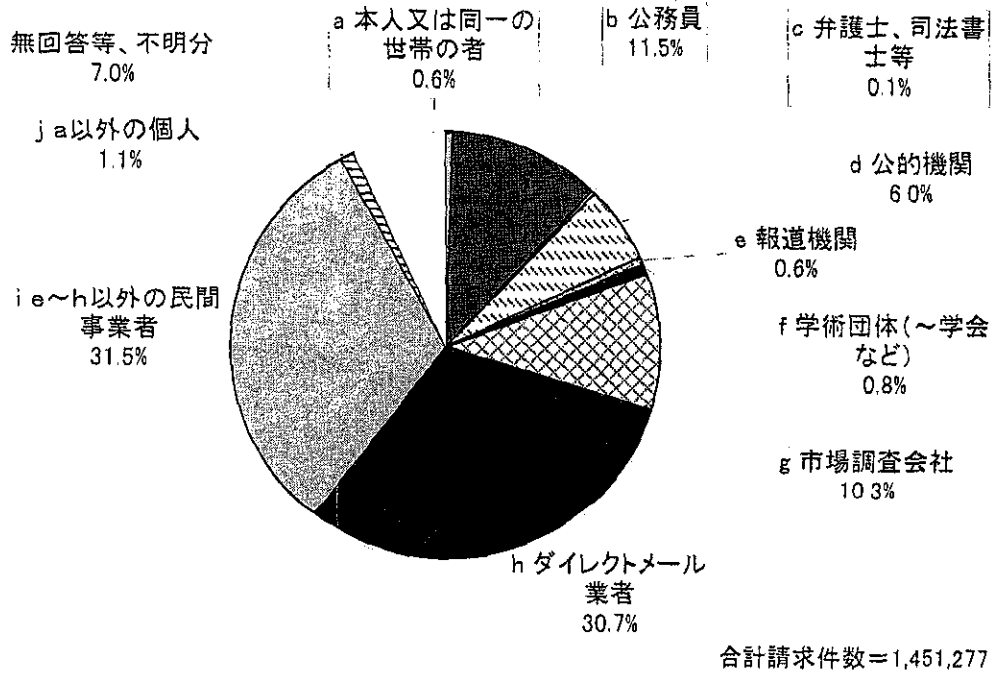
3 閲覧用リストの作成方法等

住所順（26.5%）、世帯順（25.6%）、氏名順（9.5%）、その他（35.2%）。
コンピュータの端末で閲覧を行わせている団体が21団体。
世論調査等請求の目的に応じて必要な範囲のリストを別途作成して閲覧に供している団体が22.5%。

4 閲覧の請求件数等

- (1) 平成16年度の閲覧の請求件数（閲覧の請求書によりカウント）1,508,799件。
- (2) 請求者別内訳
 - 公務員 11.5% 、公的機関 6.0%
 - 報道機関 0.6% 、学術団体 0.8%
 - 市場調査会社 10.3% 、ダイレクトメール業者等 62.2% 等
- (3) 請求事由別内訳（行政目的等を除く）
 - 世論調査 8.1%、学術調査 0.7%
 - 市場調査 11.3%、ダイレクトメールその他の営業活動 69.9% 等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧・請求者別内訳



住民基本台帳の一部の写しの閲覧・請求事由別内訳
(行政目的等を除く)

